

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年12月22日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

丙 国

丁 東京都港区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金192,000円を甲に、12,506円を丙に、96,100円を丁に、それぞれ支払うものとすること。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金50,390円を乙に支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年9月1日

(2) 事故発生場所

鳥取市用瀬町鷹狩地内

(3) 事故の状況

鳥取県生活環境部東部生活環境事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丁から借り受けている軽乗用自動車を運転中、一時停止をした後、交差点へ進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方甲所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、当該小型乗用自動車に同乗していた和解の相手方乙が負傷したものである。

また、双方の車両が衝突したはずみで、当該軽乗用自動車が、和解の相手方丙が設置する縁石に衝突し、同縁石を破損させたものである。